ホームレスの実態に関する全国調査検討会

第1回(H18, 7, 31)

資料1

# ホームレスの自立の支援等に関する 法律及び基本方針の見直しスケジュール

### 〇ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)(抜粋)

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

#### 附則

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 〇ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(平成15年7月31日厚生労働省・国土交通省 告示第1号)(抜粋)

- 第3 ホームレス対策の推進方策
  - 5 基本方針のフォローアップ及び見直し

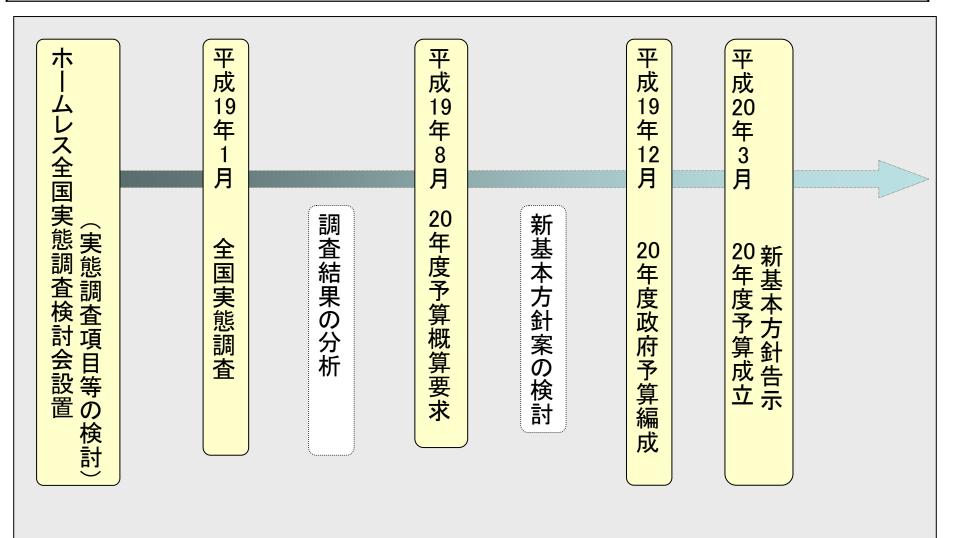
法附則第3条において、法の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることになっていることから、本基本方針についても策定後5年を目途に見直しをすることとする。

- (1)本基本方針の運営期間は、5年間とする。 ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。
- (2)5年間の運営期間が経過した際には、基本方針の見直しを行うこととなるが、見直しに当たっては、運営期間の満了前に基本方針に定めた施策についての政策評価等を行う。

この政策評価等は、ホームレスの数、野宿生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき決定する。

- (3)評価結果については、関係者や有識者等の意見を聴取するほか、公表することとする。
- (4)実態調査の結果や関係者、有識者等の意見については、基本方針や各種施策の在り方についての見直しに際して参考にするとともに、必要に応じて、地方公共団体、民間団体等からの意見も聴取する。

## ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法及び基本方針の見直しスケジュール



- ・特別措置法は施行(平成14年8月)後5年を目途としてその施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。(法附則第3条)
- ・基本方針の運営期間は平成15年8月より5年。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。(基本方針第3の5)